成年後見制度に関する届出書兼変更届

（兼特定口座異動届出書　兼非課税口座異動届出書　兼未成年者口座異動届出書）

株式会社横浜銀行（以下、「銀行」という）との取引およびご本人の届出事項変更について、次のとおり届け出ます。なお、届出内容に変更があった場合には、改めて届け出ます。
投資信託取引または公共債取引について、所得税法および租税特別措置法施行令（特定口座を開設している場合）の定めにより、住所・氏名の変更を届けます。
非課税口座（NISA 口座）および未成年者口座（ジュニア NISA 口座）について、租税特別措置法の定めにより、住所・氏名の変更を届けます。

株式会社　横浜銀行あて

お取引店	支店	お届け日	年　月　日	
ご本人	住所	フリガナ		ご本人お届け印
		〒　－		
	電話番号	－　－　　なし		
	氏名	フリガナ		
補助人 保佐人 成年後見人 任意後見人	住所	フリガナ		
		〒　－		
	電話番号	－　－	後見人等印※1	後見人等お届け印※2
	氏名	フリガナ		
口座名義※3	フリガナ			
	例）浜銀　太郎　成年後見人　浜銀　花子			
ご本人の届出事項変更	なし　⇒　変更前届出事項と生年月日のご記入は不要です。			
	あり　⇒　1．住所変更　2．電話番号変更　3．氏名変更　4．字体変更　5．振り仮名変更　6．その他（　　）			
変更前届出事項	ご本人が特定口座をお持ちの場合はご記入ください。また、変更事項が３～５の場合もご記入をお願いいたします。			
生年月日	特定口座をお持ちのお客さまのみご記入ください。	大・昭・平・令　年　月　日		

※1 「後見人等印」欄は、以下のいずれかをご押印ください。なお、ご本人に融資・当座預金のお取引がある場合は、③のご実印をご押印のうえ、印鑑証明書をご提出ください。
① 後見人等ご自身が来店し、顔写真付の本人確認書類をご提示いただく場合は、任意の印
② 後見人等ご自身が当行とお取引いただいている場合は、当該お取引のお届け印
③ ①②以外の場合は、ご実印（印鑑証明書をご提出ください）
※2 今後のお取引にあたり「後見人等印」欄の印以外のご印章をご利用される場合、「後見人等お届け印」欄にご押印ください。
※3 口座名義に「成年後見人」の表示を希望される場合のみご記入ください。「保佐人」「補助人」「任意後見人」の表示はできません。

1．取引の種類（該当する預金種類等に○をして、口座番号をご記入ください。）

預金種類等	口座番号等	預金種類等	口座番号等
普通・貯蓄・定期・積立・公共債・その他（　　）		普通・貯蓄・定期・積立・公共債・その他（　　）	
預金種類等	口座番号等	預金種類等	口座番号等
普通・貯蓄・定期・積立・公共債・その他（　　）		普通・貯蓄・定期・積立・公共債・その他（　　）	
預金種類等	口座番号等	預金種類等	口座番号等
普通・貯蓄・定期・積立・公共債・その他（　　）		投資信託・その他（　　）	

2．届出の種類詳細・審判の内容（該当する審判種類、代理権・同意権の有無に○をしてください。）

○ 制度利用の届出　以下に届出内容をご記入ください。

○ 審判の内容の変更　以下に届出内容をご記入ください。

○ 審判種類　○ 後見人等追加　○ 後見人等変更　○ その他（　　）

審判種類		代理権の有無		同意権の有無	
○	補助人	○	代理権あり	○	同意権あり
○	保佐人	○	代理権あり	同意権あり	
○	成年後見人	代理権あり			
○	任意後見人	代理権あり			

※分掌の定めがある場合、「財産管理」等、銀行取引について権限のある方が届け出てください。
※「任意後見受任者」の場合は、受付できません。

代理権・同意権の内容等	添付書類のとおり ①　「登記事項証明書」、または ②「審判書の銀行届出用抄本」と「確定証明書」

3．郵便物の送付先（ご希望の郵便物の送付先についていずれか１つに○をしてください。ただし、銀行がご本人の届出住所に送付すると定めたものはご本人の届出住所に送付します。）

○	上記ご本人住所		
○	上記成年後見人等住所	○	上記成年後見人等住所かつ住所に様方の記載を希望する

4．キャッシュサービスカードに関わる確認書（キャッシュカードを利用される場合のみご記入ください。）

私は、下記預金口座につきキャッシュカードサービス取引を行うにあたり、下記事項を確認します。
1．キャッシュサービスカード上の名義は、届出の口座名義のとおりとします。
2．キャッシュサービスカードは、１口座につき１枚のみとします。
3．キャッシュサービスカードの利用は、下記「カードの利用者」欄で○印を付した者が行います。
また、キャッシュサービスカードの利用により生じた取引に関するいっさいの責任は本人および私が負い、銀行には迷惑・損害をかけません。

＜対象預金口座＞

預金種類等	口座番号	カードの利用者（該当に○）					
普通・貯蓄		1.成年後見人	2.保佐人	3.補助人	4.任意後見人	5.被保佐人本人	6.被補助人本人
普通・貯蓄		1.成年後見人	2.保佐人	3.補助人	4.任意後見人	5.被保佐人本人	6.被補助人本人

5．成年後見制度に関する取引担当者届（取引担当者を指名される場合のみ、ご記入ください。）

取引の任にあたる担当者を下記のとおり届け出ます。
なお、取引担当者が手続きを行うにあたって、銀行から要請があった場合、取引担当者はいつでも本人確認書類を提示します。

・取引担当者名

※取引担当者については、成年後見人等が社会福祉協議会・弁護士法人等の法人、または弁護士・司法書士・行政書士（個人）である場合で、成年後見人等（法人の場合は代表者）以外の方（成年後見人等と同一法人・事務所内の方に限ります）が取引の任にあたるときのみお届けいただけます。

（銀行使用欄）

本人の顧客番号	後見人等の本人確認書類	確認者印	後見人等印が届出印の場合、届出印の口座番号
	免・マ・資		店番　普通 その他（　）　口座番号

↑実印・印鑑証明書以外での本人確認の場合のみ記録

検　印	点検記入	印鑑照合	利用目的明示者	注意コード等登録	第二住所登録	リテール業務センター送信	通帳発行手数料後納明細取消

結末	日付	
	検印	点検記入

（保存期間：結末後１０年）